

平成 28 年

第 3 回大阪広域水道企業団議会
(11 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案)

(第 1 号報告～第 3 号報告)

目 次

第 1 号議案	平成 27 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件	1
第 1 号報告	平成 27 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	3
第 2 号報告	平成 27 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	4
第 3 号報告	平成 27 年度決算に基づく資金不足比率報告の件	5

第 1 号議案

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成27年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業に係る未処分利益剰余金4,506,970,419円について、2,520,964,082円を建設改良積立金に積み立て、1,986,006,337円を資本金に組み入れる。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第 1 号報告

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第 2 号 報 告

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成27年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第3号報告

平成27年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

1 資金不足比率

会 計 名	数 値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり